

第 4753 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行  リーダスクラブFAXニュース  (2013年)平成25年 6月19日 水曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ④ 資産の貸付に係る消費税の経過措置

**Q**：資産の貸付に係る消費税の経過措置は、どのようになっていますか？

**A**：次のようになっています。

### 【解説】

資産の貸付に係る消費税の経過措置は、事業者が、平成8年10月1日から平成25年9月30日までの間に締結した資産の貸付に係る契約等に基づき、改正日前から資産の貸付を行っている場合において、その契約の内容が、次の「①及び②」又は「①及び③」の要件に該当するときは、改正日以後における資産の貸付については、旧の税率が適用されます（ただし、平成25年10月1日以後に契約金額が変更になった場合には、変更後は適用されません）。

- ①その契約に係る資産の貸付期間及びその期間中の対価の額が定められていること
- ②事業者が事情の変更その他の理由により、対価の額の変更を求めることができる旨の定めのないこと
- ③契約期間中に当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めのないこと、並びにその貸付に係る資産の取得に要した費用の額及び付随費用の額の合計額のうちその契約期間中に支払われるその資産の貸付の対価の額の合計額の占める割合が90%以上であるように契約において定められていること

なお、この場合には、事業者は、相手方にこの経過措置の適用を受けたことを書面で通知しなければならないこととされています。

